

事 務 連 絡
平成 29 年 12 月 25 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局国民健康保険課
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局高齢者医療課
（ 公 印 省 略 ）

臓器移植に係る海外療養費の取扱いの状況等の確認について

平素より、医療保険制度の円滑な実施について、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 29 年 12 月 22 日付け通知の「臓器移植に係る海外療養費の取扱いについて」（保発 1222 第 2 号、保国発 1222 第 1 号、保高発 1222 第 1 号）（以下「平成 29 年 12 月 22 日付け通知」という。）において、「当分の間、取扱いの状況等については保険者に報告を求め、厚生労働省が内容等を確認し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる可能性がある」と記載されています。

この度、保険者におかれましては、平成 29 年 12 月 22 日付け通知に基づき海外療養費の支給決定を行ったものについて、下記のとおり取り扱うこととしたので、その内容を御了知の上、お取り計らいいただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、保険者における海外療養費の審査及び支払について厚生労働省が関与するものではないことを予め申し伝えます。

記

1 各保険者において、当分の間、平成 29 年 12 月 22 日付け通知に基づき海外療養費を支給決定したものについて、その都度、厚生労働省に報告をお願いします。

2 支給決定後の報告先

保険者種別ごとに、配達記録が残るよう、郵送で以下の宛先へ報告をお願いします。

郵便番号：100-8916

住所：東京都千代田区霞が関 1-2-2

宛先：

- (1) 全国健康保険協会、健康保険組合：厚生労働省保険局保険課
- (2) 市町村国保、国民健康保険組合：厚生労働省保険局国民健康保険課
- (3) 後期高齢者医療広域連合：厚生労働省保険局高齢者医療課

3 報告書類

(1) 被保険者が支給申請の際に、提出した書類

- ① 療養費支給申請書
- ② 診療にかかる費用がわかる領収明細書
- ③ 日本臓器移植ネットワークの登録証明書の写し
- ④ 海外の施設に入院していた間の経過記録の写し
- ⑤ 外国語で作成されている書類については、日本語の翻訳文

(2) 保険者において決定した療養費の支給額やその内訳を示したもの
(例) 支給決定通知書の写し等

4 報告時の留意事項

個人情報であることに留意し、特定の個人を識別できることのないよう加工の上、上記報告書類を厚生労働省まで報告願います。

5 その他

平成 29 年 12 月 22 日付け通知に関する海外療養費の支給申請を受けた際、疑義が生じた場合は、保険者種別ごとに、以下の宛先に照会していただいで差し支えありません。メールでのご照会の際は下記電話番号にご連絡いただくと共に、メール本文に必ず保険者の名称、担当者の氏名、連絡先（電話番号）を記載していただくようお願いします。

- (1) 全国健康保険協会、健康保険組合：電話番号 03-5253-1111（内線 3250）
メールアドレス：ryoyohi-hoken@mhlw.go.jp
- (2) 市町村国保、国民健康保険組合：電話番号 03-5253-1111（内線 3189）
メールアドレス：ryoyohi-kokuho@mhlw.go.jp
- (3) 後期高齢者医療広域連合：電話番号 03-5253-1111（内線 3199）
メールアドレス：ryoyohi-kouki@mhlw.go.jp

以上